



富山大学学報

第65～68号 (昭和40年4月—7月)

目次

関係法令	1
学内規則	
富山大学国有財産取扱規程の一部改正	2
富山大学の宿舍等における公用電話設置内規の制定	2
富山大学放射性同位元素総合実験室運営規程の制定	3
事務分掌内規の一部改正	4
学則の一部改正	4
薬学部附属和漢薬研究施設規則の制定	5
学生会館規則の制定	5
学生会館運営委員会規則の制定	6
学生会館運営学生委員会規程の制定	6
学生会館使用規則の制定	7
事務分掌内規の一部改正	7
物品管理事務取扱規程細則の一部改正	8
計算センター受託取扱細則の制定	11
学寮規則の制定	12
学生部寮補導委員会規程の一部改正	13
諸会議	13
人事異動	14
学内諸報	
名誉教授の称号授与	16
明年度入試学力検査教科	16
永年勤続者の表彰	17
学内施設の拡充	17
職員消息	17
主要日誌	17

関係法令

法律		(官報掲 載月日)
41 物品管理法の一部を改正する法律	4. 1	
69 国家公務員法の一部を改正する法律	5.18	
82 恩給法等の一部を改正する法律	5.25	
123 日本育英会法の一部を改正する法律	6. 3	
政令		
110 物品管理法施行令の一部を改正する政令	4. 1	

111 予算決算及び会計令の一部を改正する政令	4. 1
133 大学設置審議会令	4.22
165 総理府本府組織令等の一部を改正する政令	5.18
171 恩給給与規則の一部を改正する政令	5.25
184 国家公務員共済組合法施行令の一部を改正する政令	6. 1
196 日本育英会法施行令の一部を改正する政令	6. 3
242 国家公務員法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令	7. 2
261 人事管理官を置く機関を指定する政令	7.27
府 令 [総 理 府]	
24 科学技術研究調査規則の一部を改正する総理府令	5.24
25 恩給法等の一部を改正する法律附則の規定により改定すべき恩給の改定及び請求手続に関する総理府令	5.25
省 令	
[文 部 省]	
28 奨学寄付金委任経理事務取扱規則の一部を改正する省令	6. 7
29 日本育英会が特別貸与を行なう場合の認定方法に関する省令の一部を改正する省令	6. 8
32 教育職員免許法施行規則の一部を改正する省令	7.21
33 文部省の所管に属する不動産及び船舶に関する権利の登記嘱託職員を指定する省令の一部を改正する省令	7.30
[大 蔵 省]	
19 物品管理法施行規則の一部を改正する省令	4. 1
26 国家公務員宿舍法施行規則の一部を改正する省令	〃
36 国の会計帳簿及び書類の様式等に関する省令の一部を改正する省令	5.24
40 国家公務員共済組合法施行規則の一部を改正する省令	6. 1
規 則	
[人 事 院]	
9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則	4.19
9- 2 俸給表の適用範囲の一部を改正する規則	5. 6
1- 1 規則の分類の一部を改正する規則	5.18
1- 4 現行の法律、命令及び規則の廃止の一部を改正する規則	〃
2- 3 人事院事務総局の組織の一部を改正する規則	〃
10- 3 職員の教育訓練の一部を改正する規則	〃
10- 4 職員の保健及び安全保持の一部を改正する規則	〃
10- 6 職員の元気回復の一部を改正する規則	〃
13- 2 勤務条件に関する行政措置の要求の一部を	

改正する規則	5.18	ように制定する。
9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則	6.10	昭和40年4月1日
8-12 職員の任免の一部を改正する規則	6.11	富山大学長 横田嘉右衛門
10-2 勤務評定の一部を改正する規則	〃	富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程
16-0 職員の災害補償の一部を改正する規則	〃	富山大学国有財産取扱規程（昭和33年3月7日制定）の
9-17 俸給の特別調整額の一部を改正する規則	7.6	一部を次のように改正する。
9-6 俸給の調整額の一部を改正する規則	7.15	第2条第1項中「薬学部分館」を「薬学専門図書室」に
9-30 特殊勤務手当の一部を改正する規則	〃	改め、「ならびに附属図書館文理学部分室」を削る。
[会計検査院]		第4条に次の1項を加える。
2 計算証明規則の一部を改正する規則	4.1	2 学長は、2以上の部局等の用に供する国有財産に関する事務で必要と認める場合は、関係部局長のうちから前項に掲げる事務を分掌させるための部局長を定めることができる。
5 計算証明規則の一部を改正する規則	5.18	第9条第3項を同条第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。
訓 令		3 部局長は、特に必要があると認めるときは、第1項および前項の規定にかかわらず、他部局に所属する職員のうちから国有財産監守者または国有財産補助監守者を定めることができる。
[文 部 省]		附 則
8 文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令	5.20	この規程は、昭和40年4月1日から施行し、昭和39年6月1日から適用する。
10 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	5.29	【改正理由】附属図書館の分館等の組織改変及び計算センター等の学内共用施設の新設に伴う条文の整備補正。
11 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
12 文部省所管会計経理事務取扱通則の一部を改正する訓令	〃	
13 文部省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
14 文部省宿舍事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
15 奨学寄付金受入事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
16 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
18 文部省所管旅費規則の一部を改正する訓令	6.19	
19 教員等の勤務時間の特例に関する規程の一部を改正する訓令	6.30	
20 文部省本省職員勤務評定実施規程の一部を改正する訓令	〃	
21 文部省債権管理事務取扱規程の一部を改正する訓令	7.27	
22 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
23 文部省所管国有財産取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
24 文部省宿舍事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
25 文部省会計事務取扱規程の一部を改正する訓令	〃	
26 文部省所管会計経理事務取扱通則の一部を改正する訓令	〃	
学 内 規 則		
富山大学国有財産取扱規程の一部改正		
富山大学国有財産取扱規程の一部を改正する規程を次の		富山大学の宿舍等における公用電話設置内規を次のように制定する。
		昭和40年4月1日
		富山大学長 横田嘉右衛門
		富山大学の宿舍等における公用電話設置内規（趣旨）
		第1条 この内規は、富山大学（以下「本学」という。）の職員のうち別に指定する職員（以下「指定職員」という。）の宿舍等（宿舍及び職員の住宅をいう。）における公用電話の設置及び管理について定めるものとする。（設置の基準）
		第2条 この内規による公用電話の設置は、本学の管理運営上必要と認める指定職員の宿舍等に対して行なう。
		2 指定職員の範囲は、別表に掲げるとおりとする。
		3 前項の指定職員となった者が、すでにその住宅に個人名義で電話を設置している場合は、本学がその職員名義の電話を一時借用して公用電話としての取扱いをすることができる。
		第3条 前条によるもののほか、部局長が本学の管理運営上特に必要と認めるときは、学長の承認を得て、当該

職員の住宅に公用電話を設置することができる。
(通話料金等の支払)

第4条 公用電話を公用以外に用いたときは使用者がその
度数料及び市外通話料を負担し、毎月これを取りまとめ
所属部局の取扱者に納入しなければならない。

2 前項の取扱者は、各部局の会計係または総務係とし、
本部にあっては会計課用度係とする。
(設置の解除)

第5条 指定職員がその職を離れたときは、当該公用電話
の設置を解除する。

2 第3条の規定によって公用電話の設置が認められた者
については、その設置の理由が解消し、または指定の期
限が到達したときは、当該公用電話の設置を解除する。
(庶務)

第6条 この内規に掲げる公用電話に関する事務は、事務
局会計課が行なう。

附 則

- この内規は、昭和40年4月1日から施行する。
- この内規の施行の際、現に公用電話が設置されている
ものについては、別に指定するもののほか、この内規の
規定によって設置されたものとみなす。

別 表

部 局 等	指 定 職 員 の 範 囲
本 部	学長、学生部長、事務局長、課長
学 部	学部長、事務長
附属図書館	図書館長、事務長
短期大学部	短期大学主事、事務長

富山大学放射性同位元素総合 実験室運営規程の制定

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規程を次のよう
に制定する。

昭和40年4月22日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学放射性同位元素総合実験室運営規程

(目的)

第1条 富山大学放射性同位元素委員会規則第8条の規定
に基づき本学に設置する富山大学放射性同位元素総合実
験室(以下「実験室」という。)の運営については、こ
の規程の定めるところによる。

(職員)

第2条 実験室に次の職員を置く。

- 実験室長
- 放射線取扱主任者及びその代理者

2 実験室長(以下「室長」という。)は学長をもって充

て、放射線取扱主任者及びその代理者(以下「取扱主任
者」及び「代理者」という。)は法令に定める資格を有
する職員のうちから、放射性同位元素委員会の指名に基
づき、学長が任命する。

3 前項の取扱主任者及び代理者の任期は、2年とする。
ただし、再任を妨げない。
(室長)

第3条 室長は実験室の運営をつかさどり、その業務を管
理する。
(取扱主任者及び代理者)

第4条 取扱主任者は、放射線障害の予防について業務の
指導監督に当たるとともに関係法令に定められた責務を
履行する。

2 代理者は、取扱主任者に事故があるとき、関係法令の
定めるところにより、その職務を代行する。
(運営委員会)

第5条 実験室の円滑なる運営を図り、かつ、放射線障害
の危険を排除するため、放射性同位元素総合実験室運営
委員会(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次の各号の委員をもって組織する。

- 取扱主任者及び代理者
- 関係学部から選出された教官 各1名
- その他、室長が必要と認めた教官(8名以内)

3 委員会に委員長を置き、取扱主任者をもって充てる。

4 第2項第2号の委員の任期は、2年とする。ただし、
その補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、いずれも
再任を妨げない。

5 第2項第3号の委員の任期は、前項に準じてその都度
定めるものとする。

第6条 委員会は、室長の諮問に応じて次に掲げる事項を
審議する。

- 放射性同位元素(以下「同位元素」という。)の購
入申請に関すること。
- 同位元素の管理及び実験設備の改善に関すること。
- 実験室の使用及び研究実施上の注意に関すること。
- その他、実験室の運営及び放射線障害の予防上必要
と認められること。

(委員会の議事)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席により成立
し、議事は出席委員の過半数をもって決する。ただし、
可否同数の場合は、委員長がこれを決する。

(施行規定)

第8条 この規程に定めるもののほか、実験室の運営上必
要な事項は内規として別に定めることができる。

(庶務)

第9条 実験室の庶務は、当分の間、事務局において処理
する。

附 則

この規程は、昭和40年4月22日から施行する。

富山大学事務分掌内規の一部改正

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和40年4月24日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規
富山大学事務分掌内規（昭和39年2月10日制定）の一部を次のように改正する。

第1条人事係の分掌事務中第4号を第5号とし、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 扶養手当及び通勤手当に関すること。

同条職員係の分掌事務中第1号を削り、第2号を第1号とし、以下1号ずつ繰り上げる。

第3条を次のように改める。

第3条 施設課の所掌事務を次のように分掌する。

企画係

- (1) 施設の整備計画に関すること。
- (2) 文教施設整備費、防火施設整備費及び災害復旧費の予算に関すること。
- (3) 工事の支出負担行為に関すること。
- (4) 建物及び工作物の調査に関すること。
- (5) 施設課の庶務に関すること。
- (6) 他係に属しないこと。

工営係

- (1) 土木及び建築工事の設計に関すること。
- (2) 土木及び建築工事費の積算に関すること。
- (3) 土木及び建築工事の施工並びに監督に関すること。
- (4) 土木及び建築工事の検査に関すること。
- (5) 土地、建物及び工作物の維持保全に伴う工事に関すること。

設備係

- (1) 設備工事の設計に関すること。
- (2) 設備工事費の積算に関すること。
- (3) 設備工事の施工及び監督に関すること。
- (4) 設備工事の検査に関すること。
- (5) 設備の維持保全に伴う工事に関すること。
- (6) 電気施設の保全及びその安全管理に関すること。

附則

この内規は、昭和40年5月1日から施行する。

【改正理由】

- (1) 当該事務の効率化を図るため。
- (2) 下記の理由により設備係を増設するため。

（施設課設備係新設理由）

従来、一般的に建築物造営の場合、電気、給排水が附帯したものと考えられていたが、数年前より建築設備が高度化しているため、専門に処理することが施設関係事務運営

上不可欠であるので、営繕係より分離し、設備係の独立を必要とする。

なお、営繕係は、工営係に名称を変更し、土木建築及び工作物関係の設計、積算、工事監理及び検査を担当する。

富山大学学則の一部改正

富山大学学則の一部を改正する学則を次のように制定する。

昭和40年5月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学則の一部を改正する学則

富山大学学則（昭和25年1月20日制定）の一部を次のように改正する。

第5条工学部の項中「および生産機械工学科」を「生産機械工学科および化学工学科」に改める。

第3章の章名を次のように改める。

第3章 教育課程および履修方法等

第17条中「入学を許可する者」を「本学に入学することのできる者」に改め、同条第5号中「その他大学において」を「その他本学において、相当の年令に達し、」に改め、同条同号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 大学入学資格検定規程により、文部大臣の行なう大学入学資格検定に合格した者

第31条第3項を削る。

第35条第3項および第4項を削る。

第39条を次のように改める。

第39条 本学に次の職員をおく。

学長

教授

助教授

講師

助手

教諭

養護教諭

事務職員

技術職員

教務職員

2 職員の定員およびその職務は、国立学校設置法、学校教育法およびその他の法令の定めるところによる。

第40条から第42条までを次のように改める。

第40条から第42条まで 削除

第50条中「小学校教員養成課程 90名 360名
中学校教員養成課程 75名 300名」を

「小学校教員養成課程 100名 370名 に、

中学校教員養成課程 50名 275名」を

「工業化学科 60名 240名」を

「工業化学科 40名 220名」に、

「生産機械工学科 40名 80名」を
 「生産機械工学科 40名 120名
 化学工学科 40名 40名」に改める。

第72条第2項中「月額金100円」を「月額金100円（ただし、鉄筋コンクリート造のものにあっては、月額金300円）」と改める。

第17章の次に次の1章を加える。

第18章 補則

第78条 本学に次のとおり学部附属の学校および研究施設をおく。

教育学部 附属小学校
 附属中学校
 附属幼稚園

薬学部 附属和漢薬研究施設

2 学部附属の学校および研究施設に関する規程は、別に定める。

第79条 本学に、次の短期大学を併設する。

富山大学経営短期大学部

別表第1の工学部の項中

工業化学科	有機工業化学, 有機合成化学, 無機工業化学, 工業物理化学, 単位操作, プロセス制御	を
工業化学科	有機工業化学, 有機合成化学, 無機工業化学, 工業物理化学	に
生産機械工学科	切削加工, 工業計則	を
生産機械工学科	切削加工, 工業計測, 塑性加工	に
化学工学科	反応工学, 拡散単位操作	

改める。

附 則

この学則（改正）は、昭和40年5月21日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

【改正理由】

- ① 工学部化学工学科の新設および学科目等の一部改訂
- ② 教育学部および工学部の学生定員の変更
- ③ 学部附属の学校および研究施設等について規定を加入
- ④ その他、関係法令等との照合により条文および用語の適正化を図った。

富山大学薬学部附属和漢薬 研究施設規則の制定

富山大学薬学部附属和漢薬研究施設規則を次のように制定する。

昭和40年5月21日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学薬学部附属和漢薬研究施設規則

（趣旨）

第1条 富山大学学則第78条第2項の規定に基づく富山大学薬学部附属和漢薬研究施設（以下「研究施設」という。）に関する必要事項は、この規則の定めるところによる。

（目的）

第2条 研究施設は、和漢薬の経験的事実に基づき近代薬学的並びに医学的にその原理を究明し併せてその応用的研究を行なうことを目的とする。

（研究部門）

第3条 研究施設に、次の研究部門を置く。

- (1) 資源開発部門
- (2) 生物試験部門
- (3) 臨床利用部門

（施設長）

第4条 研究施設に、施設長を置く。

- 2 施設長は、薬学部（以下「学部」という。）の教授をもって充てる。
- 3 施設長は、研究施設を代表し、施設に関する事項を統轄掌理する。
- 4 施設長の選考は、研究施設運営委員会の推薦に基づき学部教授会の議を経て学長が行なうものとする。
- 5 施設長の任期は2年とし、再任を妨げない。

第5条 研究施設に、教授、助教授、講師、助手、技術職員及び事務職員各若干名を置く。

（運営委員会）

第6条 研究施設には、その運営に関する事項を審議するため学部教授会のもとに研究施設運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、施設長並びに研究施設に勤務する教授、助教授及び講師をもって組織する。
- 3 運営委員会に関する内規は別にこれを定める。

（補則）

第7条 研究施設の教官の人事は、学部教授会の議を経るものとする。

第8条 この規則の改廃は、運営委員会及び学部教授会の議を経るものとする。

附 則

この規則は、昭和40年5月21日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。

富山大学学生会館規則の制定

富山大学学生会館規則を次のように制定する。

昭和40年5月31日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生会館規則

(設置)

第1条 富山大学に、学生の課外活動を盛んにして、その教養を高め、社会性の発達を助長し、学生生活をより豊かにするとともに、学生相互及び学生・教職員間の人間関係を緊密にし、かつ、学生及び教職員の厚生福祉を増進するための中心的施設として、富山大学学生会館（以下「会館」という。）を置く。

(職員)

第2条 会館に、館長、主事及び館員を置く。

2 館長は、学生部長をもって充てる。

3 主事は、学生課長をもって充てる。

4 館員は、学生部の職員をもって充てる。

第3条 館長は、会館を管理運営し、その事務を総括する。

2 主事は、館長の命を受け、館員を指揮監督し、会館の事務を処理する。

3 館員は、上司の指揮を受け、会館の事務に従事する。

(運営委員会)

第4条 会館の円滑なる運営を期するため、会館に、富山大学学生会館運営委員会を置く。

2 前項の委員会に関する規則は、別に定める。

(使用規定)

第5条 会館の使用に関する規則は、別に定める。

附 則

この規則は、昭和40年6月1日から施行する。

富山大学学生会館運営 委員会規則の制定

富山大学学生会館運営委員会規則を次のように制定する。

昭和40年5月31日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生会館運営委員会規則

(趣旨)

第1条 富山大学学生会館規則第4条第2項の規定に基づく富山大学学生会館運営委員会（以下「委員会」という。）に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(任務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

(1) 学生会館の運営方針に関すること。

(2) 学生会館の諸設備の維持管理に関すること。

(3) 学生会館の経理に関すること。

(4) その他、館長が必要と認めたこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 館長及び主事

(2) 各学部から推薦された教官 各1名

(3) 補導協議会の文化部長及び体育部長

(4) 事務局長及び厚生課長

(5) 一般教育及び各学部から選出された学生 各1名

(6) 学生の文化関係団体から選出された学生 2名

(7) 学生の体育関係団体から選出された学生 2名

2 前項第2号の委員は学長が任命し、任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とし、いずれも再任を妨げない。

3 第1項第5号から第7号までの委員は学長が委嘱し、任期は当該年度限りとする。ただし、前項ただし書の規定は、本項に準用する。

(会議)

第4条 館長は、委員会を招集し、その議長となる。ただし、館長に事故あるときは、館長の指名した委員がその職務を代行する。

第5条 委員会は、必要の都度開催する。ただし、協議事項を示して3分の1以上の委員から開催の要請があったときは、館長は委員会を招集しなければならない。

第6条 委員会は委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第7条 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(幹事)

第8条 委員会に幹事を置き、学生会館係長をもって充てる。

2 幹事は、委員会の事務を処理する。

(学生委員会)

第9条 学生会館の効率的な利用を図るため、委員会のもとに運営学生委員会を置く。

2 前項の委員会に関する規程は、この規則の細則として別に定める。

附 則

この規則は、昭和40年6月1日から施行する。

富山大学学生会館運営 学生委員会規程の制定

富山大学学生会館運営学生委員会規程を次のように制定する。

昭和40年5月31日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生会館運営学生委員会規程

(趣旨)

第1条 富山大学学生会館運営委員会規則（以下「運営委員会規則」という。）第9条の規定に基づく富山大学学生会館運営学生委員会（以下「学生委員会」という。）に関する必要な事項は、この規程の定めるところによる。

(任務)

第2条 学生委員会は、富山大学学生会館運営委員会（以下「運営委員会」という。）の方針に基づき、次に掲げる事項について協議し、実施の推進を図る。

- (1) 行事に伴う施設の使用に関すること。
- (2) 課外活動に伴う施設の使用に関すること。
- (3) 施設の利用状況に対する調査及び統計に関すること。
- (4) その他、運営委員会で特に必要と認めたこと。

(組織)

第3条 学生委員会は、運営委員会規則第3条第1項第5号から第7号までの委員をもって組織する。

第4条 学生委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選によって定める。

2 委員長は、学生委員会を招集し、その議長となる。ただし、委員長に事故あるときは、委員長の指名した委員がその職務を代行する。

(会議)

第5条 学生委員会は、必要の都度開催する。

第6条 学生委員会は、委員の過半数の出席がなければ開会することができない。

第7条 委員長が必要と認めたときは、関係職員に意見を求め又は委員以外の学生に対し、委員会に出席を求めることができる。

附 則

この規程は、昭和40年6月1日から施行する。

富山大学学生会館使用規則の制定

富山大学学生会館使用規則を次のように制定する。

昭和40年5月31日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生会館使用規則

(趣旨)

第1条 富山大学学生会館規則第5条に基づく富山大学学生会館（以下「会館」という。）の使用に関する必要な事項は、この規則の定めるところによる。

(使用資格)

第2条 会館を使用することができる者は、本学の学生、職員及びその他館長が使用を認めた者とする。

(開館日等)

第3条 会館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めたときは、この限りでない。

開館時間

夏季（4月1日～10月31日） 午前9時～午後7時

冬季（11月1日～翌年3月31日） 午前9時～午後6時

休館日

日 曜 日

国民の祝日

年 末 年 始（12月29日～翌年1月3日）

(使用手続)

第4条 会館の次に掲げる施設（以下「指定室」という。）を使用しようとするときは、その責任者が所定の使用願を提出し、館長の許可を受けなければならない。

- (1) 大集会室
- (2) 集 会 室
- (3) 和 室

2 会館の次に掲げる施設を専用しようとするときは、前項の手続に準じて館長の許可を受けなければならない。

- (1) 学生ホール（共同談話室）
- (2) 娯 楽 室
- (3) 音楽鑑賞室

(鍵の保管)

第5条 会館の各室の鍵は、会館事務室において管守する。（物品の使用）

第6条 会館の物品のうち別に定めるものは、所定の手続を経て使用しなければならない。

(損害の賠償)

第7条 会館を使用する者が、施設並びに物品を損傷し、又は亡失したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、館長がやむを得ない事情があると認めたときは、賠償の額を減免することができる。

(学外者の使用)

第8条 学外者が会館を使用するときは、この規則に定めるもののほか、富山大学国有財産使用規程によるものとする。

(遵守事項)

第9条 会館を使用する者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 火気の取扱いに注意すること。
- (2) 所定の場所以外で喫煙をしないこと。
- (3) 会館内の清潔、整頓に留意すること。
- (4) 備付け物品を無断で移動しないこと。
- (5) 所定の場所以外に掲示、貼紙等をしないこと。
- (6) 指定室等の使用者は、許可条件を守り、使用後は戸締りその他後始末に留意すること。

(使用の制限)

第10条 この規則に違反した場合は、施設並びに物品の使用を中止させ、又は使用の許可を与えないことがある。

附 則

この規則は、昭和40年6月1日から施行する。

富山大学事務分掌内規の一部改正

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規を次のように制定する。

昭和40年6月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学事務分掌内規の一部を改正する内規
富山大学事務分掌内規（昭和39年2月10日制定）の一部
を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

学生会館係

- (1) 学生会館の施設及び設備の維持、整備並びに使用に
関すること。
- (2) 学生会館の行事の企画に関すること。
- (3) 学生会館の経理に関すること。
- (4) 学生会館運営委員会に関すること。
- (5) 学生相談所の事務に関すること。
- (6) その他学生会館の事務に関すること。

附 則

この内規は、昭和40年6月1日から施行する。

【改正理由】 学生会館の新設開館に伴い事務処理の効
率化を図るため。

富山大学物品管理事務取扱 規程細則の一部改正

富山大学物品管理事務取扱規程細則の一部を改正する細
則を次のように制定する。

昭和40年7月1日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学物品管理事務取扱規程細則の一部を
改正する細則

富山大学物品管理事務取扱規程細則（昭和35年4月22日
制定）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学物品管理事務取扱細則

第5条中「分類表および細分類表」を「分類および細分
類」に改める。

第6条中「細分類表」を「別表第2」に改める。

第8条中「事務局会計課長」を「学長」に改める。

第12条中「その所属の職員に」を「その管理する」に改
める。

第14条（見出しを含む。）中「運用計画表」を「管理計
画表」に改める。

第15条に次の2項を加える。

- 2 前項の協議には、物品管理換協議書2通を相手方の物
品管理官等に送付するものとする。
 - 3 物品の管理換の協議に同意する物品管理官等は、前項
の協議書に押印のうえ1通を返送するものとする。
- 第16条の見出しを「（管理換の通知）」に改め、同条第
1項を次のように改める。

物品管理官等は、前条の規定によって物品の管理換を
するときは、部局長を経て当該管理換を受けるべき物品

管理官等に別紙第7号様式の管理換物品引渡通知書を送
付しなければならない。

第17条中「別紙第9号様式」を「別紙第8号様式」に改
める。

第20条中「別紙第10号様式」を「別紙第9号様式」に改
める。

第21条中「別紙第11号様式」を「別紙第10号様式」に改
める。

第22条中「別紙第12号様式」を「別紙第11号様式」に改
める。

第23条中「第7号様式の物品管理換同意書に準じて」を
「その旨を」に改める。

第24条中「別紙第13号様式」を「別紙第12号様式」に改
める。

第26条を次のように改める。

第26条 削除

第28条中「別紙第15号様式」を「別紙第13号様式」に、
「事務局会計課長」を「学長」に改める。

第31条第1項第1号中「1人の職員に専ら」を削り、
「別紙第16号様式の物品専用簿」を「別紙第14号様式の物
品使用簿」に改め、同項第2号を削り、同項第3号中「別
紙第18号様式」を「別紙第15号様式」に改め、同号を同項
第2号とし、同項第4号中「別紙第19号様式」を「別紙第
16号様式」に、「別紙第20号様式」を「別紙第17号様式」
に改め、同号を同項第3号とする。

第32条第1項中「別紙第21号様式」を「別紙第18号様
式」に改める。

第33条第1項中「3月31日」を「5月31日」に改め、同
条第3項中「別紙第22号様式」を「別紙第19号様式」に改
める。

別表第1文部本省の項中「国立文教施設整備費」を削
り、同表国立学校の項に「施設整備費」を加える。

別表第2機械の項中「物品」を「諸種の機械類」に改
め、同表図書の中「学校図書館で使用される」を削り、
同表標本の項中「教育研究等の用に供する」を削り、同表
被服及び寝具の項中「貸与または供用する」を削り、同表
原材料品の項中「建物の工作物」を「建物工作物」に改
め、同表貴金属の項中「教育研究等の用に供する」を削る。

別表第3事務局・学生部の項中「事務局および学生部」
を「事務局、学生部および経営短期大学部ならびに計算セ
ンターおよび放射性同位元素総合実験室」に改める。

別紙第1号様式を別紙①のように改める。

別紙第2号様式を別紙②のように改める。

別紙第5号様式を別紙③のように改める。

別紙第6号様式を別紙④のように改める。

別紙第7号様式を削り、別紙第8号様式を別紙第7号様
式とし、以下別紙第13号様式まで別紙様式を1号ずつ繰り
上げる。

別紙第14号様式を削り、別紙第15号様式を別紙⑥のように改める。
 別紙第16号様式を削り、別紙第17号様式を別紙⑥のように改める。
 別紙第18号様式を別紙第15号様式とし、別紙第19号様式を別紙⑦のように改める。
 別紙第20号様式を別紙第17号様式とし、以下別紙様式を

3号ずつ繰り上げる。

附 則

- この細則は、昭和40年7月1日から施行し、昭和40年4月1日から適用する。
- この細則施行の際、現に使用中の用紙は、当分の間それを取繕い使用することができる。

別紙第1号様式

別紙①

原 符		第 号	
請 求 部 局 名		請 求	年 月 日
品 目		数 量	
規 格		備 考	消 耗 品 消耗品以外

物 品 請 求 及 び 命 令 書

物 品 請 求 及 び 命 令 書			第 号	
請 求	部局名 及び長	物品供用官		昭和 年 月 日
	品 目		数 量	
	規 格		使用場所	
	理 由		摘 要	
取 得 措 置 及 び 命 令	事務局長 会計課長 課長補佐 総務係長 用度係長	取 扱 者		消 耗 品 消耗品以外
	物品管理官 分任物品管理官	用度係長 会計係長	係	
受 領	受 入	払 出	受 領	返 納 返 戻
	物 品 出 納 官	物 品 供 用 官	使 用 者	
整 理	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	物 品 管 理 簿 記 帳	物 品 出 納 簿 記 帳	物 品 供 用 簿 記 帳	
	年 月 日	年 月 日	年 月 日	
	単 価	円 価 格	円 納 人	
	分 類	細 分 類	種 類	記 号 番 号
				物 品 管 理 通 知 書
				第 号

物 品 管 理 通 知 書

物 品 管 理 通 知 書				第 号	
請 求 部 局 名		物 品 出 納 官		物 品 供 用 官	
				昭和 年 月 日	
品 目		数 量		物 品 出 納 簿 記 帳	年 月 日
規 格		使 用 場 所		物 品 供 用 簿 記 帳	年 月 日
単 価	円 価 格	円 納 人		物 品 管 理 官 印	年 月 日
				通 知 番 号	第 号
分 類	細 分 類	種 類	記 号	番 号	消 耗 品 消耗品以外
				備 考	

別紙第2号様式

別紙 ②	昭和	年度	部局名	物 品 分 類 換 伺						No.
	学長	事務局長	会計課長 物品管理官	課長 補佐	総務係長	用度係長	係			
	部局長	事務局長 分任物品管理官	事務局長 補佐	会計係長	係	起案 決裁	月	日	月	日
分類換の内容	品 目	数 量	単 価	価 格	分 類 換 前			分 類 換 後		
					分 類	細 分 類	種 類	分 類	細 分 類	種 類
分類換を必要とする理由						分類換月日		月	日	
						物品管理簿記帳		月	日	
						分類換通知書	通知月日	月	日	
						通知書	番 号	第	号	

別紙第5号様式

別紙 ③	会計名		昭 和 年 度 管 理 計 画 表						部 局 名						
	区 分	四半期	各四半期ごとの物品取得予定の金額合計	品 目 ご と の 内 訳 (品 目 名, 数 量 及 び 価 格)											
				数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格	数量	価格
事 務 用 品	1														
	2														
	3														
	4														
教 育 研 究 用 品	1														
	2														
	3														
	4														
計															

別紙第6号様式

別紙 ④	物 品 管 理 換 協 議 書						第	年	月	日
	物品管理官等 殿						物品管理官等官職氏名 印			
	下記のとおり管理換したい(受けたい)ので、協議します。						部局名 物品管理官等官職氏名 印			
	記									
1 管理換物品の内容										
品 目	規 格	数 量	単 価	価 格	管 理 換 前			管 理 換 後		
					分 類	細 分 類	種 類	分 類	細 分 類	種 類
2 管理換に係る対価										
3 管理換予定時期										
4 管理換を必要とする理由										
上記の管理換について、さしつかえありません。										
年 月 日						部局名 物品管理官等官職氏名 印				
物理管理官等 殿										

別紙第13号様式

別紙 ⑤	昭和		年度		部局名		物品不用決定伺								No.	
	学長		事務局長		会計課長 物品管理官		課長 補佐		総務係長		用度係長		係			
	部局長		事務局長 分任物品管理官		事務長 補佐		会計係長		係		起案 決裁	月	日	月	日	
分類	細分類	種類	記号 番号	取 得 年 月 日	品 目	数量	単 価	価 格	処分 の 下 定 解 体 ・ 廃 棄 の 別	解 体 又 は 廃 棄 の 理 由	売 却 時 期 及 び 解 体 時 期	売 却 場 所	そ の 他 の 事 項			

別紙第14号様式

別紙 ⑥	物品使用簿										物品供用官名		
	使用開始 年 月 日	品 目	数 量	記号	番号	使用者氏名	印	返 戻 年 月 日	供用官 受領印	備 考			

別紙第16号様式

別紙 ⑦	区 分	月 日(曜)				月 日(曜)				郵 便 切 手 類 受 払 簿
		越 高	受 高	払 高	残 高	越 高	受 高	払 高	残 高	
は が き	普 5円	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	枚	
	往10円									
郵 便 切 手	1円									
	5円									
	10円									
	20円									
	30円									
	40円									
	50円									
	100円									
合計金額	円	円	円	円	円	円	円	円		
物品供用 官 印										
取扱者印										
備 考										

【改正理由】次のとおり関係法令の改正があったため。

- (イ) 物品管理法の一部改正 (40.4.1法第41号)
- (ロ) 物品管理法施行令の一部改正 (40.4.1政令110号)
- (ハ) 物品管理法施行規則の一部改正 (40.4.1大蔵省令19号)
- (ニ) 文部省所管物品管理事務取扱規程の一部改正 (40.5.29文部省訓令第16号)

**富山大学計算センター受託
取扱細則の制定**

富山大学計算センター受託取扱細則を次のように制定する。

昭和40年7月7日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学計算センター受託取扱細則

(趣旨)

第1条 この細則は、富山大学計算センター規則(昭和40年3月15日制定)第6条に基づき、富山大学計算センター(以下「計算センター」という。)が、委託に応じて実施する計算(以下「受託計算」という。)に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(委託者の資格)

第2条 計算センターに計算を委託することができる者は次のとおりとする。

(1) 富山大学（併設の短期大学を含む。）の専任教員
 (2) その他富山大学計算センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の承認した者
 （受託計算の種類）

第3条 受託計算の種類は、次のとおりとする。

- (1) 既成のプログラムによる計算
- (2) プログラムのテスト
- (3) その他運営委員会が承認した計算
 （委託の申込）

第4条 計算センターに計算を委託しようとする者は、所定の申込書によって、毎週水曜日までに室長あて次週の方を申し込むものとする。ただし、室長は、計算センターの業務に支障がないときは、随時申し込みを受け付けることができる。

第5条 室長は、委託計算として適当でないと認めるときは、前条の申込みを受理しないことができる。
 （計算の実施）

第6条 受託計算の実施は、第4条の申込みに基づき、室長が実施時間を割当てるものとする。
 （計算結果の引渡）

第7条 受託計算が終了したときは、室長がその旨を委託者に連絡するものとする。
 （計算の費用）

第8条 受託計算の実施に要する費用については、別に定める。
 （プログラムの提出）

第9条 委託者は、受託計算についての問題プログラム及びその実施結果について、記録を提出するものとする。
 （補則）

第10条 この細則の改廃は、運営委員会の議を経て行なうものとする。

附 則

この細則は、昭和40年7月7日から施行し、昭和40年4月15日から適用する。

【申合せ事項】

計算センターの拡充を図るため、次の申合せをする。

- (1) 委託計算の結果を含む研究論文の公表には、その末尾に「富山大学計算センター」で計算を実施した旨附記するよう希望する。
- (2) 計算センターは、委託計算のプログラムについて説明を求め、また委託者の同意を得て、その結果を発表することができる。

（富山大学計算センター運営委員会）
 （昭和40年6月21日決定）

富山大学学寮規則の制定

富山大学学寮規則を次のように制定する。
 昭和40年7月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学寮規則

（趣旨）

第1条 この規則は、富山大学学則（以下「学則」という。）第72条の規定に基づき富山大学（以下「本学」という。）に置く学生のための寄宿寮（以下「学寮」という。）の管理等について必要な事項を定めるものとする。

（設置の目的）

第2条 学寮は、学生が自ら共同生活を通じて規律ある社会性を涵養するとともに、修学の維持を容易ならしめることを目的とする。

（学寮の名称）

第3条 本学に置く学寮の名称は、次のとおりとする。

富山大学新樹寮
 富山大学仰嶽寮

（管理責任者）

第4条 学寮の管理責任者は学生部長とし、その事務は学生部厚生課において処理する。

（学寮補導委員会）

第5条 学寮の管理運営に関する事項を審議し、かつ、寮生の補導を円滑ならしめるため、本学に、学寮補導委員会を置く。

2 前項の学寮補導委員会に関する規則は、別に定める。
 （学寮の自治）

第6条 学寮の日常生活は、寮生の自治によって自律的に規制するものとする。

2 寮生は 前項の目的を達成するため自治規則を作成し学生部長の承認を得るものとする。

3 前項による学生部長の承認は、学寮補導委員会の議を経て行なうものとする。

4 第2項の自治規則を改廃するときは、前2項の規定を準用する。

（入寮）

第7条 学寮は、本学学生に限り入寮できるものとする。

第8条 入寮希望者は、入寮願に家庭調査を添えて学生部長に提出し、その許可を受けなければならない。

2 前項の願い出があったとき、学生部長は寮生の意見も聞き選考のうえ入寮を許可すものとする。

3 入寮を許可された者は、所定の入寮誓約書を保証人連署のうえ提出しなければならない。

第9条 入寮の時期は、学年の始めとする。ただし、入寮定員に欠員があるときは、この限りでない。

（退寮）

第10条 退寮希望者は、学生部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 退寮した者は、6カ月以内に再入寮することはできない。

第11条 次の各号の一に該当する者は、退寮しなければなら

らない。

(1) 長期の休学者

(2) 本学の学籍を離れた者

2 次に掲げる者は、学生部長が退寮させることができる。
長期の停学処分を受けた者及びこれに準ずる者

第12条 学寮の自治規則に違反するなどいじむしくその秩序を乱し、若しくは寄宿料及び食費等を滞納し、又は病気その他の理由により寮生活を営むことが不相当と認められる者があるとき、学生部長は、寮生の意見を聞いて退寮させることができる。

(施設等の保全)

第13条 寮生は、学寮の施設、設備等の使用、保全及び火気の取締り等については、大学の定める規則を遵守しなければならない。

2 寮生が、故意又は重大な過失により、学寮の施設設備等を損傷又は紛失したときは、大学で認定した金額を弁償しなければならない。

(光熱水料等の負担)

第14条 寮生は、学則に定める寄宿料のほか、寮生活を営むに必要な光熱水料等の経費を負担しなければならない。

2 前項の寮生が負担すべき経費の細目等については、別に定める。

(休業期間中の残留)

第15条 夏季、冬季又は春季の休業期間において、特別の理由によって学寮に残留しようとする者は、残留届を提出しなければならない。

(補則)

第16条 寮生以外の者が学寮の施設を利用しようとするときは、富山大学国有財産使用規程に定める手続きを経なければならない。

附 則

1 この規則は、昭和40年9月1日から施行する。

2 富山大学寄宿寮規程(昭和37年4月27日制定)は廃止する。ただし、仰嶽寮については、この規則にかかわらず、なお、従前の例による。

学寮において寮生の負担すべき経費の細目

富山大学学寮規則第14条の規定によって寮生が負担すべきものとされている経費の細目は、次のとおりとする。

(1) 人件費 炊事人の賃金

(2) 電気料 居室で使用する電気、その他寮生の私生活のために使用する電気の料金。寮生の炊事のために使用する電気の料金

(3) 水道料 洗たく場、浴室において使用する水道の料金。寮生の炊事のために使用する水道の料金

(4) 燃料費 居室の暖房のために使用する燃料費
寮生の入浴及び炊事のために使用する燃料費

(5) 食事材料費 寮生の食事の調製のために必要な材料費等

(6) 消耗品費 寮生の私生活のために必要な食器類、居室の掃除用品及びその他の消耗品の費用

富山大学学生部寮補導委員会 規程の一部改正

富山大学学生部寮補導委員会規程の一部を改正する規則を次のように制定する。

昭和40年7月30日

富山大学長 横田嘉右衛門

富山大学学生部寮補導委員会規程の一部を改正する規則
富山大学学生部寮補導委員会規程(昭和37年4月27日制定)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

富山大学学寮補導委員会規則

第1条中「学生部寮補導委員会」を「富山大学学寮補導委員会」に改める。

第3条第1項第2号を次のように改める。

(2) 各学部の専任講師以上の教官から選出された者 各2名

第9条中「各寮」を「各寮棟」に改める。

附 則

この規則は、昭和40年8月1日から施行する。

【改正理由】学生統合寮(新樹寮)の新設開寮に伴い、学寮規則(寄宿寮規程の廃止制定)を制定施行するため。

諸 会 議

第1回 評議会 (4月16日)

(議 題)

1. 工業化学科の補欠入学について
2. 経済学専攻科入学志願者について
3. 教育学部転入学志願者について

(報告事項)

1. 職員人事について

第2回 評議会 (4月30日)

(議 題)

1. 教官人事について
2. 名誉教授の称号授与について
3. 大学祭の期間ならびに休業について

第3回 評議会 (5月21日)

(議 題)

1. 学則の一部改正(案)について
2. 薬学部附属和漢薬研究施設規則(案)について
3. 学生会館規則(案)について
4. 学生会館運営委員会規則(案)について
5. 学生会館運営学生委員会規程(案)について
6. 学生会館使用規則(案)について
7. 大学祭の行事について
8. 学生の退学処分について

(報告事項)

1. 学生の懲戒処分の解除について

第4回評議会(5月28日)

(議 題)

1. 文理学部の改組について
2. 教育学部の整備について
3. 経済学部の増募計画について
4. 薬学部の増募計画について
5. 工学部の学科新設及び学科拡充による計画について

第5回評議会(6月11日)

(議 題)

1. 教官人事について
2. 予算審議に関する委員会の構成について
3. 本部決算の事前調査について

第6回評議会(7月2日)

(議 題)

1. 附属図書館工學部分館長の選考について
2. 昭和41年度歳出概算要求書(案)について
3. 昭和40年度当初予算配分(案)について
4. 昭和39年度本部経費決算について

第7回評議会(7月30日)

(議 題)

1. 教官人事について
2. 寄宿寮規則(案)について
3. 学生部寮補導委員会規程の一部改正(案)について
4. 昭和41年度入学試験について
 - (イ) 学力検査実施教科・科目について
 - (ロ) 学力検査問題作成主任委員の推せんについて
5. 昭和41年度大学院薬学研究科学生募集要項について
6. 富山大学歌の制定について
7. 「能研テスト」追跡調査について
8. 昭和40年度特別昇給(教官分)定数配分(案)について

(報告事項)

1. 第34回国立大学協会総会及び国立大学長会議について
2. 教官人事について
3. 新寮の竣工式及び開寮式について

人 事 異 動

現 官 職	氏 名	異 動 内 容	発令年月日	発 令 庁
	木 村 康 一	教授(薬学部)に採用する	40. 4. 2	文 部 省
教 授 (薬 学 部)	木 村 康 一	和漢薬研究施設長に併任する	〃	〃
助 教 授 (文 理 学 部)	中 村 良 郎	教授に昇任させる	40. 5. 1	文 部 省
〃 (教 育 学 部)	藤 木 二 与	〃	40. 7. 1	〃
(〃)	頭 川 徹 治	〃	〃	〃
講 師 (〃)	金 子 基 之	助教授に昇任させる	40. 8. 1	〃
(〃)	吉 岡 周 明	〃	〃	〃
〃 (薬 学 部)	日 合 奨	〃	40. 5. 1	〃
文 理 学 部 長 事 務 長	松 沢 義 治	工学部事務長に配置換する	40. 4. 16	〃
工 学 部 長 事 務 長	柳 瀬 茂 光	文理学部事務長に配置換する	〃	〃
	寺 林 治 男	技術員(施設課)に採用する	40. 4. 21	富 山 大 学
	前 田 邦 樹	事務員(庶務課)に採用する	40. 5. 1	〃
	森 田 憲 治	用務員(工学部)に採用する	〃	〃
	竹 越 栄 俊	助手(〃)に採用する	40. 8. 1	〃
	竹 内 茂 弥	〃 (教育学部)に採用する	〃	〃

用務員 (文理学部)	山村正之助	技能員(会計課)に配置換する	40. 4. 15	富山大学
文部事務官 (会計課)	島倉重二	厚生課保健係長に昇任させる	40. 5. 1	〃
文部技官 (施設課)	安間基	施設課設備係長に昇任させる	〃	〃
営繕係長 (〃)	沖健松	〃 工営係長に配置換する	〃	〃
学生係長 (学生課)	黒田信吉	学生課教務係長に配置換する	〃	〃
厚生係長 (厚生課)	鍋木隆二	工学部学務係長に配置換する	〃	〃
保健係長 (〃)	安守数雄	厚生課厚生係長に配置換する	〃	〃
学務係長 (薬学部)	高倉弘一	学生課学生係長に配置換する	〃	〃
(工学部)	藤森清一	薬学部学務係長に配置換する	〃	〃
文部事務官 (会計課)	永森俊夫	学生課学生会館設立事務主任に配置換する	〃	〃
(〃)	山岸長幸	経済学部配置換する	〃	〃
(〃)	水口妙子	教育学部配置換する	〃	〃
(文理学部)	中林邦夫	会計課に配置換する	〃	〃
(〃)	森田美喜子	庶務課に配置換する	〃	〃
(教育学部)	真野節子	会計課に配置換する	〃	〃
(〃)	永森寿子	文理学部に配置換する	〃	〃
(〃)	松村すゑ子	附属図書館に配置換する	〃	〃
(経済学部)	蔵北博	文理学部に配置換する	〃	〃
(工学部)	荒屋克子	会計課に配置換する	〃	〃
(附属図書館)	梶原和枝	教育学部に配置換する	〃	〃
事務員 (庶務課)	河崎美智子	〃	〃	〃
(〃)	岡田東彦	会計課に配置換する	〃	〃
(〃)	尾山吉昭	工学部に配置換する	〃	〃
文部事務官 (教育学部)	氷見嘉康	会計課に配置換する	40. 5. 10	〃
事務員 (工学部)	加賀見実	教育学部に配置換する	〃	〃
(庶務課)	前田邦樹	工学部に配置換する	〃	〃
警務員 (会計課)	津林繁信	〃	〃	〃
事務員 (工学部)	尾山吉昭	技術員に配置換する	40. 6. 1	〃
用務員 (〃)	石田周一	辞職を承認する	40. 4. 10	〃
文部事務官 (文理学部)	高戸耕作	〃	40. 4. 30	〃
警務員 (会計課)	原泰熊	〃	〃	〃
(〃)	森田義保	〃	〃	〃
事務員 (〃)	高野直美	〃	〃	〃
技師 (施設課)	寺林治男	〃	40. 5. 26	〃
文部事務官 (会計課)	真野節子	〃	40. 6. 20	〃
助手 (工学部)	大塚弘子	〃	40. 7. 31	〃

学 内 諸 報

名誉教授の称号授与

3月31日付で本学（文理学部）を停年退職された植木忠夫元教授に対し、4月1日付で富山大学名誉教授の称号が授与された。同教授は、昭和3年4月富山高校（旧制）に講師として就任、同年6月教授に昇任、その後本学開学後

も引続き教授として在任され、その間、34年6月から38年5月まで2期にわたって本学評議員に併任された。

なお、本学の名誉教授は、原富慶太郎、岡本基、中沖太郎の3氏に次いで第4人目となった。

明年度入試学力検査教科

昭和41年度富山大学入学者選抜学力検査実施教科・科目は、次のとおり決定、学生部から発表された。

昭和41年度富山大学入学者選抜学力検査実施教科・科目

学部(学科・専攻課程名)	文理学部 文学部			文理学部 理学科			経済学部			薬学部			工学部			摘要	
	出題科目	受験科目	旧課程措置	出題科目	受験科目	旧課程措置	出題科目	受験科目	旧課程措置	出題科目	受験科目	旧課程措置	出題科目	受験科目	旧課程措置		
国語	現代国語	◎	2	C	◎	2	C	◎	2	C	◎	2	C	◎	2	C	
	古典乙I	◎			◎			◎			◎			◎			
社会	倫理社会	○			○			○			○			○			
	政治経済	○			○			○			○			○			
	日本史	○	1	AB	○	1	AB	○	1	AB	○	1	AB	○	1	AB	
	世界史B	○			○			○			○			○			
	地理B	○			○			○			○			○			
	(社会)	○			○			○			○			○			
数学	数学I	◎			◎			◎			◎			◎			1. 旧教育課程卒業者の数学の出題範囲は、昭和36年12月19日付け文大第35号による。 2. 商業簿記は経済学部志願者のうち高等学校の商業に関する課程を卒業(卒業予定者を含む)した者に限り、新教育課程卒業者は、数学ⅡBと、旧教育課程卒業者は数学Ⅱと振り替えることができる。
	数学ⅡB	◎			◎			◎			◎			◎			
	数学Ⅲ				◎						◎			◎			
	(数学I)	◎	2	A	◎	3	A	◎	2	A	◎	3	A	◎	3	A	
	(数学Ⅱ)	◎			◎			◎			◎			◎			
	(数学Ⅲ)				◎						◎			◎			
	代替科目 商業簿記							○									
理科	物理B	○			○			○			○			◎			
	化学B	○	1	C	○	1	C	○	1	C	◎	2	C	◎	2	C	
	生物	○			○			○			○						
	地学	○			○			○			○						
外国語	英語B	○	1	C	○	1	C	○	1	C	○	1	C	○	1	C	
	ドイツ語	○			○			○			○			○			
合計	出題科目数	18			20			19			19			18			
	受験科目数		7			8			7			9			9		

備考 1. 教育学部の代替科目は別紙による

(別紙)

昭和41年度入学者選抜方法のうち学力検査
実施教科(音楽・美術・保健体育)について

1. 教育学部中学校教員養成課程の音楽, 美術, 保健体育専攻を第一志望とする志願者に限り, 社会科または理科のうちいずれかの1科目の代りに専攻に応じ次の表のように代替えることができる。ただし, この代替科目を選んだ志願者の第二志望は認めない。

専攻別	実技検査	筆答試問
音楽	○声乐歌唱 1. 簡易な新曲(聴音書取を含む) 2. コール・ユープンゲン第45番(原書)までの範囲。 3. 既習の随意歌曲 ○器楽弾奏 1. ピアノ イ ツェルニイ30番 8・9・18・20・21・23・29・30のうちから試験の際指定 ロ 既習の随意ピアノ曲 2. 管弦打楽器(受検随意) 希望者に限り管弦打楽器のうちその一つを選んで検査を受けることができる。	楽典
美術	○素描 鉛筆で石膏像を写生する ○デザイン 平面構成 用具材料は本学で準備する。	試問しない
保健体育	○一般運動能力 ○運動技術	保健体育科保健

2. 教育学部中学校教員養成課程の音楽および保健体育専攻を第一志望または第二志望とする志願者については, それぞれの専攻について適性を調べる。ただし, 前項の代替科目を受験科目として選択した者を除く。

永年勤続者の表彰

本学職員表彰規則による本年度の表彰式は, さる5月31日(開学記念日)の午前11時から本部会議室において行なわれ, 次の10氏が永年勤続者として表彰された。

【勤続35年】	丸山 豊一(教育学部)
三橋 監物(薬学部)	井波 勝二(庶務課)
【勤続20年】	藤堂 一雄(附属小学)
石瀬 秀治(経済学部)	石戸 貞太郎()
友杉 芳春()	藤浪 弘()
柳瀬 弥逸(附属中学)	高辻 きみ子(工学部)

学内施設の拡充

本学五福集中にともなう学内諸施設の拡充については, 先に放射性同位元素総合実験室の開設をみ, さらに次の施設等が, 竣工, 開設された。

(施設名)	(開設月日)	(責任者等)
計算センター	4月15日開室式	室長=田中専一郎教授
学生会館	6月7日開館式	館長=学生部長
新樹寮	8月9日開寮式	管理責任者=学生部長

職員消息

<新任者>

教育学部	助手 竹内 茂弥
工学部	助手 竹越 栄俊
	事務員 前田 邦樹
	用務員 森田 憲治

<住所変更>

薬学部	教授 山崎 高広
附属図書館	事務官 秋元 国男

主要日誌

本部

- 4月2日 本学後援会役員会
 7日 新旧会計課長歓送迎会
 10日 入学式
 ♪ 本学後援会総会
 13日 計算センター運営委員会
 15日 計算センター開室式
 16日 評議会(第1回)
 19日 大学院入学式
 ♪ 県信用金庫から寄贈のヨット被露式
 ♪ 放射性同位元素委員会
 20日 大学歌作曲選考委員会
 23日 庶務係長会議
 24日 補導協議会
 30日 評議会(第2回)
- 5月7・8日 国立大学事務局長会議(国立教育会館)
 11日 文理学部関係国立大学長協議会
 13・14日 東海北陸地区学生部課長会議
 14日 学部長懇談会
 14・15日 国立学校会計部課長会議

- 18・19日 国立学校庶務部課長会議
 〃 〃 施設部課長会議
- 21日 評議会(第3回)
- 26日 定期健康診断
- 26・27日 全国薬科大学長会議
- 28日 評議会(第4回)
- 29日 第11回大学祭(6月2日まで)
- 31日 開学記念日, 永年勤続者表彰式
- 6月3日 事務協議会
- 4日 文理改組及び教養部設置に対する事情聴取
 (大学学術局長→学長)
- 5・6日 北陸3大学事務局交歓野球大会(福井大)
- 7日 学生会館竣工・開館式
- 9日 腸・バラチフス予防接種
- 11日 評議会(第5回)
- 14日 予算審議に関する小委員会
- 16・17日 全国一せい小・中学校学力調査
- 18・19日 東海北陸地区国立大学長会議(本学)
- 21日 学部長懇談会
- 21～25日 国立大学初任部課長研修会(教育会館)
- 24・25日 国立大学協会総会(第34回, 教育会館)
- 26日 国立大学長会議(教育会館)
- 28日 国大協第2回連絡会議(教育会館)
- 30日 大学入学者選抜実施要項趣旨徹底協議会
 (京都学芸)
- 7月1日 学術会議第7期選挙有権者名簿縦覧(10日まで)
- 2日 入学者選抜方法研究委員会
- 〃 評議会(第6回)
- 5日 補導協議会と寮補導委員の合同委員会
- 7日 交替制勤務職員等の勤務条件基礎調査の説明会
- 9日 入学者選抜方法研究委員会
- 10日 北陸3大学学生体育大会
- 12日 県内事業所代表との就職懇談会
- 12～14日 東海北陸地区給与事務説明会(金沢大)
- 15日 国立大学の人事関係事項の説明聴取(文部省)
- 16日 国立学校施設整備概算要求説明聴取(〃)
- 17日 国立学校の概算要求説明聴取(〃)
- 〃 給与事務監査(人事院)
- 30日 評議会(第7回)
- 31日 41年度入試要項(教科, 科目)発表

文 理 学 部

- 4月12日 学部オリエンテーション
- 13日 一般教育オリエンテーション
- 14日 前学期授業開始
- 〃 学部補導委員会
- 〃 学部教授会
- 〃 人事教授会
- 17日 学部改組委員会

- 19日 学部施設説明会
- 21日 文学科懇話会(館教授の研究発表=Schleiermacherの“Über dje Religion”について)
- 26日 ゲーテ協会富山支部総会
- 5月4日 ドイツ連邦政府新聞情報庁顧問レーベンシュタイン教授講演=ドイツの若人は何を考えるか=
- 11日 教授会
- 〃 人事教授会
- 13日 学部改組委員会
- 17・18日 全国文理学部長連絡協議会(山口大学)
- 18日 学部図書委員会
- 19～21日 X線間接撮影実施
- 20日 ラファイエット大学教授ハンドセーカー博士講演=米国における市民権の発達・特に黒人問題を中心として=
- 20・21日 全国文理学部事務協議会(佐賀大学)
- 26日 教授会
- 人事教授会
- 27日 学部改組委員会
- 29日 富山哲学会
- 6月2日 教授会
- 9日 教授会
- 〃 腸・バラチフス予防接種
- 21日 ウィスロップ大学(南カロライナ州)学長チャールズ・デーウイス氏来学講演
- 22日 一般定期健康診断
- 〃 立山研究室運営委員会
- 23日 教授会
- 26日 〃
- 27日 民族学研究会
- 28日 次期学部長候補者選挙管理委員会
- 29日 日本学術会議日本史資料センター公聴会
- 30日 教授会
- 7月7日 選考委員会
- 10日 人事教授会
- 13日 第13週授業終了
- 14日 教授会(学部長候補者選挙)
- 15日 立山研究室夏季開設(8月20日まで)
- 17日 学部補導委員会
- 〃 学部職業補導委員会
- 20日 選考委員会
- 30日 人事教授会

教 育 学 部

- 4月9日 人事教授会
- 12日 新入学生オリエンテーション及び健康診断
- 14日 教務委員会
- 〃 大学問題対策委員会
- 〃 教授会

20・21日 日本教育大学協会北陸地区会評議員会	26日 補導委員会
23日 選考委員会	経済学部
28日 〃	4月12日 新入学生オリエンテーション
〃 人事教授会	〃 教務委員会
30日 大学問題対策委員会	〃 人事教授会
5月4日 予算委員会	〃 学部運営委員会
10日 教務委員会	13日 授業開始
〃 学部図書委員会	〃 学部職業補導委員会
11日 高等学校教育実習打合せ	15日 第1回教授会
12日 職業補導委員会	〃 学部運営委員会
〃 教授会	〃 人事教授会
14日 日本教育大学協会北陸地区第2部会技術，職業，職業指導研究協議会	5月6日 教務委員会
〃 選考委員会	〃 第2回教授会
18日 教務委員会	〃 人事教授会
19日 補導委員会	〃 学部運営委員会
〃 教務委員会	14日 職業補導委員会
〃 人事教授会	20日 学部運営委員会
24日 選考委員会	22日 教務委員会
25日 〃	〃 職業補導委員会
26日 教務委員会	〃 第3回教授会
〃 学部紀要編集委員会	25日 職業補導委員会
〃 補導委員会	6月15日 〃
27日 職業補導委員会	16日 人事教授会
6月1日 臨時教授会	〃 学部運営委員会
2日 人事教授会	17日 第4回教授会
4日 呉山会役員会	22日 職業補導委員会
9日 教務委員会，予算委員会，教授会	26日 〃
11日 予算委員会	7月1日 〃
15日 〃	5日 教務委員会
16日 選考委員会，人事教授会	6日 職業補導委員会
〃 臨時教授会	〃 財務委員会
〃 定期健康診断（腸・パラチフス予防接種）	8日 人事教授会
〃 全国一せい学力調査（附属小・中学校）	〃 第5回教授会
17日 〃 （附属中学校）	12日 職業補導委員会
23日 選考委員会，学部補導委員会，教務委員会	13～ 夏季休業
25日 選考委員会	15日 人事教授会
28日 大学問題対策委員会	16～18日 日本統計学会
29日 補導委員・寮補導委員との合同委員会	20日 職業補導委員会
30日 選考委員会，職業補導委員会，教務委員会	26日 〃
7月3日 選考委員会	薬学部
5・6日 富山県教員採用説明会並びに懇談会	4月1・2日 薬剤師国家試験（当学部）
7日 選考委員会，人事教授会	5～7日 日本薬学大会（福岡市）
14日 教務委員会，教授会	12日 新入学生オリエンテーション及び健康診断
15日 選考委員会	13日 授業開始
20日 補導委員会	17日 新入学生歓迎会（薬友会主催）
21日 人事教授会，予算委員会	19日 大学院薬学研究科入学式
24日 呉山会役員会	20日 日本薬学大会準備委員会

- 22日 教授会
 23日 小林文部事務次官来学
 30日 薬学研究科授業開始
 5月1日 学部第3回卒業生一行来学
 12日 金沢大学薬学部滝本事務長来学
 14日 日本薬学大会準備委員会
 15日 学部図書委員会
 16日 元素分析シンポジウム(日本化学会中部支部主催)
 17日 教授会
 ♪ 薬学研究科委員会
 20日 薬学部創立75周年記念事業実行委員会
 24日 国立(旧制・新制)大学薬学部科長会議
 25日 国立大学薬学部(科)長会議
 ♪ 国公立大学薬科大学(部・科)長会議
 26・27日 全国薬科大学(部・科)長会議
 6月4日 定期健康診断(X線間接撮影)
 5日 日本薬学会北陸支部例会(金沢大学)
 10日 定期健康診断(X線直接撮影)
 16日 教授会
 ♪ 定期健康診断(一般検診)
 23日 4年次学生前期末試験(28日まで)
 24日 75周年記念事業実行委員会
 7月1日 4年次学生再試験
 5日 授業終了(代替補講授業6～10日)
 ♪ 75周年記念事業実行委員会
 7日 関西薬学生連盟総合大会壮行会
 8日 教授会、職業補導委員会
 9日 学生大会
 12日 夏季休業(8月31日まで)
 ♪ 県学生就職懇談会
 14日 日本薬学大会準備委員会
 15日 大学院薬学研究科準備委員会
 15～19日 関西薬学生連盟総合大会(於、本学)
 27日 日本薬学大会準備委員会
 28日 学部共同利用研究施設装置管理運営委員会

工 学 部

- 4月12日 新入学生オリエンテーション及び健康診断
 14日 教授会
 ♪ 富山高船高校勝田校長来学
 16日 北電室谷教育課長及び高岡高校酒井校長来学
 22日 会計係長会議
 23日 庶務係長会議
 ♪ 小林事務次官施設視察のため来学
 28日 学部事務長の歓送迎会
 5月7日 X線撮影及び腸パラチフス予防接種
 8日 学部スポーツ同好会総会
 13日 温交会委員会
 19日 教授会

- 26日 学生定期健康診断
 6月2日 学部レクリューション運営委員会
 10日 人事院名古屋地方事務所渡辺第2課長来学(国家公務員採用上級試験に関する教授との懇談会)
 16日 教授会
 30日 北陸信越工業教育協会総会及び評議会
 7月7日 教授会
 10・11日 学部レクリューション(下呂温泉)
 12日 福井大学工学部工場係高島、片岡両技官来学
 17日 人事院より給与監査のため監査官2名来学
 19日 文部省委嘱大学開放講座
 20日 富山高船高校勝田校長来学
 20日 消防署より査察(電気配線関係)に来学
 28日 ♪
 31日 神戸大学寺西施設課長来学

附 属 図 書 館

- 4月12日 事務打合せ会(第1回)
 13日 時間外(夜間)開館開始
 22日 県図書館協会理事会(県立図書館)
 23日 40年度館長会議第1回委員会(東京大学)
 26日 科学文献利用者総会(県立図書館)
 27日 事務打合せ会(第2回)
 30日 {北信地区国立大学附属図書館協議会
 5月1日 { (福井大学)
 11日 図書館商議会(第1回)
 17日 県図書館協会総会(県立図書館)
 6月16日 図書館資料整理事務研修会(第1回)
 25日 ♪ (第2回)
 29日 40年度館長会議第2回委員会(北海道大学)
 30日 {国立大学図書館研究集会及び館長会議
 7月1日 { (北海道大学)
 7日 事務打合せ会(第3回)
 16日 図書館商議会(第2回)
 24日 時間外(夜間)開館休止
 27日 県立図書館協会理事会(県立図書館)

経 営 短 期 大 学 部

- 4月1日 新旧主事事務引継
 10日 入学式、オリエンテーション
 12日 前学期授業開始
 ♪ 新入生歓迎会
 13日 体育実技オリエンテーション
 14日 学生定期健康診断(X線撮影)
 20日 授業料減免選考委員会
 ♪ 教官会議(第1回)
 ♪ 定期健康診断
 24日 経済・短大合同観桜会
 5月12日 職員健康診断
 21日 教官会議(第2回)
 26日 短大後援会総会